

水源の里まいばら元気みらい条例推進委員会の 公募委員を募集します

水源の里まいばら元気みらい条例は、過疎化、高齢化により活力が低下している集落の持続的発展を目指す条例として、平成21年に制定され、現在、この条例に基づき、さまざまな施策展開を図っています。

この推進委員会は、条例の実効性を高め、市民、事業者等および市による推進体制を確保するため、水源の里まいばら元気みらい条例の規定に基づき、設置するものです。

- 募集人員 2人以内
- 応募資格 次の要件を全て満たす人
 - 1 満20歳以上（平成27年3月1日現在）の人
 - 2 市内在住、在勤、在学の人
 - 3 国、地方公共団体の議員または常勤の職員でない人
 - 4 市の他の審議会等の委員を2つ以上兼ねていない人
 - 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者でない人

委員の役割

条例に基づく指定地域の代表者や、市が選任した有識者等の委員とともに、水源の里振興施策など、条例を推進するための意見等をいただきます。会議は、年2回程度の開催を予定し、原則公開されます。

- 任 期 平成27年3月1日
～平成29年1月31日
 - 募集期間 2月10日(火)まで（当日消印有効）
 - 応募方法
 - ・ 応募用紙に必要事項を記入の上、持参、郵送、ファクス、メールのいずれかで政策推進課に提出してください。
 - ・ 応募様式にあるレポートのテーマは下記AまたはBのどちらかを選び、800字以内で記述してください。
- A：水源の里まいばらにおける若者の定住対策について
B：水源の里まいばらの魅力と必要なもの



応募要項と応募用紙は、政策推進課（米原庁舎）、各庁舎自治振興課に設置のほか、市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

〒521-8501 米原市下多良三丁目3番地
政策推進部 政策推進課（米原庁舎）
☎ 52-6626 ☎ 52-5195
✉ sousei@city.maibara.lg.jp

水・生き物・人 つながるシンポジウム

～2月21日(土)開催！参加費無料～

- ① 早崎内湖（長浜市） 現地見学会(定員25人)
時間 10時 JR長浜駅前西口出発
11時30分 解散
 - ② シンポジウム(定員100人)
時間 13時～16時
場所 長浜市曳山博物館（長浜市元町）
- 早崎内湖や森・川・里の環境や生き物を守る取組についての紹介
 - 講演や報告者らによるパネルディスカッション

申込方法

①②ともに、氏名、電話番号、参加人数を記入の上ファクスまたはメールで下記へ。
※見学会は、1回につき5人までの申込。

〒 県 琵琶湖環境部 琵琶湖政策課
☎ 077-528-3463
☎ 077-528-4847
✉ dk00@pref.shiga.lg.jp

空き家の適正な管理と 有効活用のために

12月26日、米原市空き家等の適正管理および有効活用に関する条例検討委員会の濱崎委員長から「米原市空き家等の適正管理および有効活用に関する条例骨子案」の答申書が提出されました。

これまでから伊吹北部の中山間地域では、課題となっている空き家の増加について、モデル的に対策が進められてきましたが、昨年7月に実施した自治会への調査では767戸の空き家が確認され、全市域で空き家の増加が問題となっていることがわかりました。適正に管理されていない空き家は、倒壊や犯罪、火災の発生など、安心・安全な暮らしに被害をおよぼす恐れがあります。

今回の答申では、空き家の発生の予防に重点を置いた内容となり、市では今年度中に条例案をまとめる予定です。



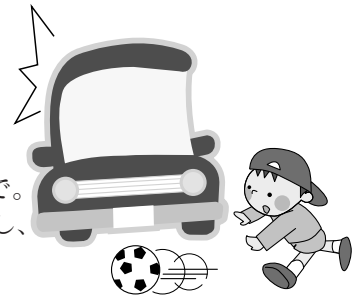
▲骨子案を平尾市長に手渡す
濱崎一志委員長

〒 市 政策推進課（米原庁舎） ☎ 52-6626

平成27年度 滋賀県市町村交通災害共済 加入申込の受付を開始します！

この共済は、交通事故に遭った人に災害の程度に応じた見舞金が支給される県内統一の制度です。
掛金は年間1人500円で、交通事故に遭った場合は通院1日でも見舞金が支給されます。

- 加入対象 市内在住、在勤、在学の人
※平成27年3月31日以前に転出する人は加入できません。
- 共済掛金 年額1人500円（1人1口）
- 共済期間 平成27年4月1日～平成28年3月31日
※4月1日以降に加入の場合は、加入の翌日から平成28年3月31日まで。
- 申込方法 申込書（広報まいばら2月1日号に折込）の太枠内に必要事項を記入し、
下記の指定金融機関で掛金をお支払いください。
指定金融機関…滋賀銀行 関西アーバン銀行 長浜信用金庫
レーク伊吹農業協同組合 大垣共立銀行



もし、交通事故にあったら・・・

- ・防災危機管理課または各庁舎自治振興課で、災害見舞金の請求手続きをしてください。
- ・請求期限は、交通事故発生日から2年以内です。
- ・見舞金請求後、治療が続き、上位の等級に該当した場合、交通事故発生日から2年以内であれば差額を支給します。

対象となる事故（共済期間内に発生した交通事故に限る）

- ・国内の一般道路において、自転車、バイク、自動車等の運転中に発生した事故（自損行為を含む）。
- ・運転中のこれらの車両に接触またはひかれたりした事故による死傷。

☎ 市民部 防災危機管理課（近江庁舎） ☎ 52-6630 ☎ 52-6930

平成26年度 宝くじ助成事業のご紹介

宝くじの助成金による各種助成事業は、あらゆるまちづくり活動に役立てられています。平成26年度に市内で宝くじの助成金を受け整備した事業を紹介します。



コミュニティ助成事業とは…

コミュニティ組織（自治会）の活動に必要な施設の整備や自主防災組織の育成など地域活動を行うために必要な事業に対して助成されるものです。

清滝区 (一般コミュニティ助成)	池下区 (一般コミュニティ助成)	顔戸区 (地域防災組織育成助成)
		
助成額 130万円 集会所用エアコン3台、高座椅子10脚、冷蔵庫1台	助成額140万円 除雪機	助成額 110万円 可搬式ポンプ一式

☎ 地域振興部 米原自治振興課（米原庁舎） ☎ 52-6623 ☎ 52-4539